

岡山市肥料価格高騰対策支援事業
【よくあるご質問】

1 事業目的・用語の定義について

Q 1	事業の目的は。
A 1	原油価格の高騰と物価の高騰、急激な円安などにより、肥料価格が高騰しているなか、農業者の農業経営の安定化を図るため、肥料価格の高騰分を支援するものです。

Q 2	「肥料費」とは。
A 2	この事業において、令和6年分の確定申告書又は決算報告書（法人については令和7年1月1日の直前の事業年度における直近のもの）に記載された「肥料費」の金額です。

2 対象要件（対象者）について

Q 3	基準日（令和7年1月1日）時点で岡山市内に居住していますが、農地は市外にあります。申請できますか。
A 3	申請できます。 基準日時点で岡山市内に住所を有する場合は、市内・市外いずれの農地で営農している場合も対象になります。

Q 4	基準日（令和7年1月1日）以降に亡くなった方は対象になりますか。
A 4	亡くなった方名義での申請はできません。 ただし、死亡者から事業を継承し、引き続き耕作する場合には、その者が申請者になれます。

Q 5	確定申告をしていないと対象になりませんか。
A 5	対象になりません。 この支援金は、農業を生業としている方が対象です。今回は、農業収入がある方を対象としていますので、確定申告を行っていることが要件となります。

Q 6	確定申告をしています、農業所得がありません。（0又はマイナス）申請できますか。
A 6	農業所得の金額は問いません。マイナスとなっても交付要件に合致すれば申請できます。

Q 7	確定申告をしていませんが、今から申告をしても対象となりますか。
A 7	確定申告の事後申請をした場合も対象となります。

3 申請について

Q 8	申請書の「誓約・同意事項」に誓約・同意できない場合は、申請できませんか。
A 8	申請できません。誓約・同意事項をよくお読みになり、ご理解、ご納得の上で署名し、申請してください。

Q9	補助金の受領後、交付要件に該当しないことが分かったときや、虚偽により補助金を受けた場合はどうなりますか。
A9	補助金を返還していただきます。

4 手続きについて

Q10	申請書の入手方法は。
A10	市役所 5 階農林水産課、区役所、支所、地域センター、市内農業協同組合で入手可能です。また、岡山市農林水産課ホームページからも取得可能です。 また、令和 6 年度に提出済の営農計画書により水稻を 30a（3 反）以上耕作している方には、岡山市から 6 月中旬に案内・申請書を発送します。（案内が届いても、対象にならない場合もありますので、同封のチラシの交付要件をよくご確認ください。）

Q11	申請書の提出方法は。
A11	お住いの地域の JA 岡山営農センター、瀬戸地域においては JA 晴れの国おかやま瀬戸支店経済課まで郵送してください。

Q12	支払方法と支払時期は。
A12	申請書に記入いただいた指定口座（申請者本人名義）に入金します。 申請書を受付後、書類の審査を行い、1 カ月後を目安に支払います。書類に疑義、不備等があれば支払いが遅れる場合があります。

5 添付書類について

Q13	確定申告書の写し（紙で確定申告を行った場合など税務署へ申告したことが確認できない場合） 確定申告を紙で行いましたが申請できますか。また e-tax で、送信前の控えしか手元にない場合や受信通知を紛失した場合などはどうすればいいですか。
A13	手元にある確定申告書の写しと合わせて、個人の方は、市役所で発行している <u>令和 7 年度（令和 6 年分）所得証明書の原本</u> を提出してください。法人の方は、税務署で発行している納税証明書（その 2）（総所得金額、事業所得金額が記載されたもの）の <u>原本</u> を提出してください。

Q14	添付書類について 確定申告書など添付書類がない場合は、申請できませんか。
A14	申請できません。書類の写し等は必ずご自身でコピーをとるなどして事前にご準備ください。（JA 等の窓口等では対応できません。）

Q15	振込先口座（申請者名義）の通帳写し 通帳が無い場合はどうしたら良いですか。
A15	「口座の銀行名、支店名、口座種別、口座番号、口座のカナ名義」が分かるもの（金融機関が発行する

	当座勘定照合表、残高証明書、口座証明書、当座預金入金帳、キャッシュカード等)の写しを提出してください。
--	---

6 その他について

Q16	補助金の使途に制限はありますか。
A16	使途の指定はありません。今後の営農に必要な経費にご活用ください。

Q17	補助金は課税の対象となりますか。
A17	課税の対象になります。税務上、益金（個人事業者の場合は、総収入金額）に算入されます。ただし、損金（個人事業者の場合は必要経費）の方が多ければ、課税所得は生じず、結果的に課税されません。

Q18	今回の事業では本人確認書類（法人は履歴事項全部証明書）の添付は必要ありませんか。
A18	今回の事業では、確定申告の写しを添付していただくので、別途本人確認書類（法人含む）の添付は不要です。

Q19	決算報告書の項目に、「肥料費」がない場合 決算報告書に「肥料費」という項目は設けておらず、「雑費」や「水道光熱費」等の項目にしている場合はどうすればいいですか。
A19	決算報告書を作成する際の仕訳帳等、「肥料費」が分かるものの写しを決算報告書の写しと合わせて提出してください。その場合、「肥料費」がすぐわかるようにマーカー等で印をつけておいてください。